

1

令和3年第2回

多治見市議会臨時会議案

令和3年5月10日

目 次

報第8号	専決処分の報告について	1
報第9号	専決処分の報告について	2
報第10号	専決処分の報告について	8
報第11号	専決処分の報告について	9
報第12号	専決処分の報告について	10
報第13号	専決処分の報告について	11
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	12
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	19
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	21
議第51号	訴えの提起について	22

報第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第4号

工事請負契約の変更について

令和元年6月27日議第89号をもって議決を経た小泉小学校建設工事建築工事に係る岐建・吉川・加藤特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年2月26日

多治見市長 古川 雅典

契約金額「2,365,000,000円」を「2,374,557,900円」に変更する。

報第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第8号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

多治見市長 古川 雅典

1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

2 債務者 3 権利放棄する金額

2 債務者			3 権利放棄する金額
	住 所	氏 名	計 2,134,318 円
債務者 1	****	** **	842 円
債務者 2	****	** *	3,823 円
債務者 3	****	** *	3,401 円
債務者 4	***	**** ** ***	105,936 円
債務者 5	****	**** ** *****	1,711 円
債務者 6	*****	** **	6,857 円
債務者 7	****	***** ** **	3,931 円
債務者 8	****	** **	174,232 円
債務者 9	****	** **	15,895 円
債務者 10	****	**** ** *****	27,410 円
債務者 11	****	** **	5,522 円
債務者 12	****	***** ** ***	7,501 円
債務者 13	****	** *	40,425 円
債務者 14	****	** **	6,090 円
債務者 15	****	**** ** *	1,069 円
債務者 16	****	** ***	1,102 円
債務者 17	*****	**** ** **	24,129 円

債務者 18	***	** **	691 円
債務者 19	***	** **	3,887 円
債務者 20	***	** *	15,785 円
債務者 21	*****	** **	88,123 円
債務者 22	*****	** **	5,313 円
債務者 23	*****	** **	2,839 円
債務者 24	*****	** ***	6,468 円
債務者 25	*****	** *	12,051 円
債務者 26	*****	** *	6,922 円
債務者 27	*****	** ***	9,954 円
債務者 28	****	** **	3,811 円
債務者 29	*****	**** **	5,140 円
債務者 30	*****	** **	8,251 円
債務者 31	****	***** * ***	540 円
債務者 32	****	** * **	17,545 円
債務者 33	*****	** ***	71,156 円
債務者 34	****	** **	1,684 円
債務者 35	****	** **	1,695 円
債務者 36	****	** **	1,113 円
債務者 37	*****	** **	5,853 円
債務者 38	****	** ***	6,804 円
債務者 39	*****	** * **	1,382 円
債務者 40	****	** **	5,022 円
債務者 41	****	** **	13,218 円
債務者 42	****	** **	3,108 円
債務者 43	****	** *	1,197 円
債務者 44	****	** **	5,397 円
債務者 45	*****	** ***	2,743 円

債務者 46	****	** **	8,108 円
債務者 47	*****	** ***	1,306 円
債務者 48	****	** **	2,759 円
債務者 49	****	** * **	3,423 円
債務者 50	****	** **	37,129 円
債務者 51	***	** **	13,974 円
債務者 52	*****	**** * *****	73,845 円
債務者 53	****	***** * ***	3,240 円
債務者 54	****	** **	27,502 円
債務者 55	****	** **	4,006 円
債務者 56	*****	** **	615 円
債務者 57	*****	** **	17,128 円
債務者 58	****	* *	5,398 円
債務者 59	***	** **	17,257 円
債務者 60	****	** **	27,211 円
債務者 61	****	** **	73,053 円
債務者 62	***** **	* ***	3,056 円
債務者 63	***	** *	27,426 円
債務者 64	***	** **	1,080 円
債務者 65	***	** **	345 円
債務者 66	*****	** **	41,177 円
債務者 67	*****	** **	12,278 円
債務者 68	***	** **	7,365 円
債務者 69	****	** **	10,365 円
債務者 70	****	** **	3,601 円
債務者 71	****	** **	1,231 円

債務者 72	****	** **	4,557 円
債務者 73	****	** **	3,748 円
債務者 74	****	** **	542,538 円
債務者 75	****	** *	10,396 円
債務者 76	*****	** ***	1,306 円
債務者 77	****	** **	27,087 円
債務者 78	*****	***** * ***** ** *****	35,604 円
債務者 79	****	** **	16,606 円
債務者 80	****	** **	22,499 円
債務者 81	*****	** **	7,945 円
債務者 82	****	*** **	61,429 円
債務者 83	****	** **	25,428 円
債務者 84	****	*** ** *****	8,110 円
債務者 85	****	** **	12,224 円
債務者 86	****	** ***	4,254 円
債務者 87	****	** **	1,036 円
債務者 88	****	** **	6,307 円
債務者 89	****	** **	6,393 円
債務者 90	****	** **	3,671 円
債務者 91	****	** **	3,585 円
債務者 92	****	** **	2,352 円
債務者 93	****	** **	2,440 円
債務者 94	****	** ***	1,803 円
債務者 95	****	** **	1,457 円
債務者 96	****	** **	4,870 円
債務者 97	****	** **	51,307 円

債務者 98	****	** **	1,447 円
債務者 99	****	** **	3,434 円
債務者 100	****	** **	99,039 円

4 権利放棄の理由

債務者 1 から88まで	対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者89から96まで	債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。
債務者97から100まで	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

報第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第5号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年12月2日午後6時30分頃、市内宝町9丁目地内において、市道522100線を西進中のオートバイが、道路舗装面と側溝の間に生じた段差により転倒し、同車両ブレーキレバー、マフラー、ブレーキペダル等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月5日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 98,389円

報第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第6号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年12月1日午前6時50分頃、市内笠原町字平園地内において、市道860700線を西進中の軽自動車が、道路上に生じた穴にはまり、同車両前部バンパー及び車体底面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月12日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 51,507円

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第7号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年2月12日午後4時30分頃、市営住宅南姫団地敷地内において、同団地の住人が、集水^{ます}枒上にずれて置かれた鉄板蓋を踏み込んだ際、同蓋が傾いたことにより、同居人を転倒させ、左下^{たい}腿部に挫傷等を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月24日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 12,003円

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第11号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年10月28日午前11時10分頃、多治見市三の倉センター駐車場において、本市職員（三の倉センター所属）の駐車させた公用車（収集車）が、駐車時にサイドブレーキを掛け忘れたため無人で移動し、作業中の委託業者職員に接触し、両側下腿挫傷及び左腓骨骨折を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年4月16日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 454,391円

承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第9号

多治見市税条例等の一部を改正するについて

多治見市税条例等の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第12号

多治見市税条例等の一部を改正する条例

（多治見市税条例の一部改正）

第1条 多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第41条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務

署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第62条の8第3項」を加える。

第41条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第62条の7第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第62条の8に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条第1項第4号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第91条の2第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第

15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を削り、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「（平成30年法律第3号）附則第22条」を「（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31

日」に改める。

附則第14条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に、「第90条の2第1項」を「第90条第1項」に改める。

附則第14条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第15条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第92条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第92条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第92条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第24条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（多治見市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 多治見市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、多治見市税条例第55条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第57条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第59条の改正規定中「第59条第4項」を「第59条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第4条の2第2項及び第4条の3第1項の改正規定を次のように改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削る。

第2条に次の改正規定を加える。

附則第4条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税

標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）第41条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う新条例第41条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の多治見市税条例（次項において「旧条例」という。）第41条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第41条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第41条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第41条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第41条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第41条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する

先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第10号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第13号

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に

改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第15項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多治見市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多治見市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

専第12号

令和3年度多治見市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年4月21日

多治見市長 古川 雅典

議第51号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年5月10日提出

多治見市長 古川 雅典

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 当事者 原告 多治見市

代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 特定非営利活動法人こけいざん森の家

代表者 理事 美和 勇夫

3 事件の概要

(1) 原告は、被告に対し、平成30年7月20日、次の建物（以下「本件建物」という。）を平成33年（令和3年）3月31日までを貸付期間とし、貸し渡した。

ア 所在地 多治見市弁天町4丁目2番地

イ 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建

ウ 面積 748.18平方メートル

(2) 貸付期間満了後、被告は原告に対して本件建物を返還せず、現在も本件建物を占有している。

4 請求の要旨

(1) 被告は、原告に対し、本件建物を明け渡せ。

(2) 被告は、原告に対し、令和3年4月1日から明渡しまでの期間について1月につき101,627円の損害金を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 訴訟物の価額 一金 6,097,680円

6 訴訟遂行の方法 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

7 その他 本件については、必要に応じ、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。